

仮設物設置承認申請のご案内

賃借人の都合により、一定の仮設物の設置（設置工事）を行うときに申請するものです。

【申請できる条件】

- ① 賃貸料、共益費等に滞納がないこと
- ② 工事の内容が当社の取扱い基準に合っていること
- ③ 仮設物の設置条件が遵守できること

【仮設物設置の条件】

- 店舗退去の際は仮設したものすべてを撤去し原状回復すること。また、公社に仮設物等の買取りまたはあっせん等の請求をしないこと
- 公社から当該仮設物の撤去の要求があった場合は直ちに自己負担で原状回復すること
また、指示により一時撤去および再設置する場合も自己負担で行うこと
- 構造躯体（防水層等を含む）を欠損しないこと。また、設置後の状態が危険のないものであること
- 取付工作物は構造上危険のないものとし、仮設物設置後これに起因する事故が生じた場合は、自己の責任とすること
- 外面する開口部の建具・シャッター（巻上機等を含む）を損傷しないこと
- 著しく美観を損ねないこと
- 工事の施工においては、関係法規に適合する工事を行うこと
- 工事の実施にあたり、近隣の方への説明および施工後生じたトラブル等については、自己で対応すること
- 提出図面どおりに施工し、申請書の内容を変更するときは必ず再申請すること

【確認事項】

- ① 仮設物の設置工事は、当社の承認後に行っていただきます。
- ② 仮設物及び設置場所によっては工事を実施できない場合があります。

【提出書類】

- 仮設物設置申請

【添付書類】

- 仮設物（設置品）の内容・カタログ
- 設置場所を示した平面図・立面図

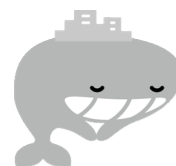
仮設物設置
工事までの

申請書の提出

審査

公社承認

仮設物設置工事着手



👉 注意事項

- * 申請受付は、郵送にて受付いたします。賃借人本人がご記入・ご捺印いただき、添付書類と一緒に下記宛先までご提出ください。
- * 管理事務所または窓口センターに直接提出することも可能です。その際は、本人確認をさせていただきますので来所される際は、本人確認できる書類をお持ちください。
- * 提出いただいた書類は返却できません。

☎ ご不明な点は、「J K K 東京 公社管理課 店舗営業係」にお問合せください

〒150-8543

東京都渋谷区渋谷 1-15-15 テラス渋谷美竹 2階

J K K 東京 公社管理課 店舗営業係 Tel. 03-3409-2261 (代)

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）